

## 「姫路市障害福祉推進計画 中間とりまとめ（案）」に対する 市民意見（パブリック・コメント）の募集結果について

### 1 市民意見の募集結果

- (1) 意見募集期間：令和5年12月18日（月）～令和6年1月18日（木）  
 (2) 意見提出件数：3通 28件

### 2 市民意見の内容

項目	件数
第1章 計画策定の趣旨	
I 計画策定の背景	
(2) 本市の動向	1件
第2章 姫路市の現状における課題	
II 姫路市の障害福祉における課題の整理	
1 姫路市障害者等実態意向調査の結果	3件
2 姫路市地域自立支援協議会の意見	3件
4 姫路市の障害福祉における課題	1件
第4章 施策体系	
I 施策の体系	1件
II 施策の推進	
1 充実した日常生活を支える体制の構築	
B 障害福祉サービス提供体制の充実	1件
C 日常生活支援の充実	1件
2 地域で暮らし続けるための支援	
D 安全・安心の確保	5件
5 権利擁護・差別解消の推進	
A 障害に対する理解促進・差別解消の推進	2件
C 情報提供の充実	3件
F 障害のある当事者の参画	1件
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画数値目標等	
II 障害福祉サービス等の見込み量	
5 障害児支援系サービス	1件

	Ⅲ 地域生活支援事業の見込み量	
	(6) 意思疎通支援事業	4件
資料3	姫路市障害福祉推進計画第6期実績	1件
	合計	28件

### 3 提出された市民意見及び意見に対する市の考え方

番号	提出された市民意見（要旨）	件数	市の考え方	頁	計画への反映
<b>第1章 計画策定の趣旨</b>					
<b>I 計画策定の背景 (2) 本市の動向</b>					
1	「地域相談窓口（ひめりんく）」の整備や「基幹相談支援センター」を整備とあるが、聴覚障害の環境設備の情報がない。	1	「地域相談窓口（ひめりんく）」や「基幹相談支援センター」は、障害の種別に関係なく対応しますので、聴覚障害の方のご相談にも対応いたします。	2	
<b>第2章 姫路市の現状における課題</b>					
<b>II 姫路市の障害福祉における課題の整理 1 姫路市障害者等実態意向調査の結果</b>					
2	実態意向調査は個人への調査であり、当事者団体からの聞き取りがされていない。調査について聴覚障害者のために集まって手話による説明をしてほしい。	3	実態調査は障害種別にかかわらず実施していますので、聴覚障害の方の意見も反映されています。当事者団体については、代表の方に姫路市障害福祉推進計画策定会議の委員としてご参加いただいております。実態意向調査は無作為の調査になっておりますので、すべての聴覚障害の方向けの説明会を開催するにはそぐわないものとなります。	8	

3	支援してくれる方の年齢について、手話通訳者の高齢化も進んでいる。40代後半から60代が活動しやすいと思うので、具体的なライフプランとともにPRし、支援者の数が保てたらよい。		計画に記載のとおり、各種広報、イベント、姫路城等のライトアップやこども手話教室等を開催し、手話への理解と普及の促進を図ることにより幅広く市民の手話への関心を高め、支援の広がりにつながるよう取り組んでおります。今後も、ご意見を参考に支援者の確保に努めてまいります。	8	
4	火事や地震等の災害時に困ることについて、聴覚障害者は、避難所や救急活動の情報収集が困難であるため計画に反映してほしい。		「第4章施策体系 II 施策の推進 5 権利擁護・差別解消の推進 C 情報提供の充実」において、障害特性にあった方法により、障害のある人に配慮した情報提供を行うこととしております。	8	
<b>第2章 姫路市の現状における課題</b>					
<b>II 姫路市の障害福祉における課題の整理</b>			<b>2 姫路市地域自立支援協議会の意見</b>		
5	グループホームの利用について、自己決定・自己選択が重要。他人任せの人もいる。		グループホームを含む障害福祉サービス等の利用時には、計画相談支援事業所の相談支援専門員が意思決定の支援を行い、自己決定・自己選択ができるようになっております。	8	
6	当事者の意見を計画に反映してほしい。	3	当事者団体代表の方に姫路市障害福祉推進計画策定会議の委員としてご参加いただいておりますので、その方を通じて団体に所属する個々人の方のご意見が表明されているものと考えております。	9	

7	相談支援専門員とろうあ相談員は体系が違うのか。		相談支援専門員は、障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービス等の利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行います。ろうあ相談員は、聴覚障害者等の福祉及び生活等の各種相談に応じます。	9	
<b>第2章 姫路市の現状における課題</b>					
<b>II 姫路市の障害福祉における課題の整理</b>			<b>4 姫路市の障害福祉における課題</b>		
8	障害特性にあった情報提供の仕方や情報発信の手段について、障害者団体など当事者と一緒に協議してほしい。	1	「第4章施策体系 II 施策の推進 5 権利擁護・差別解消の推進 C 情報提供の充実」において、障害特性にあった方法により、障害のある人に配慮した情報提供を行うこととしております。	11	
<b>第4章 施策体系</b>					
<b>I 施策の体系</b>					
9	「障害のある当事者の参画」について、障害のある当事者の参画は重要であり、当事者抜きで決めないでほしい（手話通訳者待機窓口・ろうあ相談業務など）。	1	「第4章施策体系 II 施策の推進 5 権利擁護・差別解消の推進 F 障害のある当事者の参画」において、当事者の参画を図ることとしております。 手話通訳者設置事業につきましては姫路市身体障害者福祉協会と協議のうえ、業務体制等を定めておりますが、ご意見をもとに、今後の施策の参考にさせていただきます。	16	

第4章 施策体系

II 施策の推進 1 充実した日常生活を支える体制の構築

B 障害福祉サービス提供体制の充実

10	<p>共生型サービスの周知・検討について、65歳以上になった方が再度同じ事業所を利用できるようにしてほしい。</p>	<p>法令等の定めにより、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなっており、障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断し、支給決定を行っています。</p> <p>また、サービス内容や機能から介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のサービスと認められるものにつきましては、必要に応じて支給決定を行っています。</p> <p>障害福祉サービス等事業所が共生型サービスの指定を受けている場合は、65歳以上になった方も利用できます。</p>	18	
----	--	--	----	--

第4章 施策体系

II 施策の推進 1 充実した日常生活を支える体制の構築 C 日常生活支援の充実

11	<p>聴覚障害関係の補装具・日常生活用具等について、聞こえる家族と同居であっても状況を確認できない事情の場合は支給可としてほしい</p>	<p>聴覚障害関係の用具等の支給については、従来より聞こえる家族と同居であっても特段の事業が認められる場合については、支給可としています。</p>	19	
----	--	---	----	--

第4章 施策体系

II 施策の推進 2 地域で暮らし続けるための支援 D安全・安心の確保

12	<p>固定電話やFAXだけでなく、事前登録制の障害者向けの防災メール等選択肢を増やしてほしい。</p>	<p>「ひめじ防災ネット」をご利用いただくことにより、登録されたメールアドレスに気象警報や避難情報等を配信しております。</p> <p>また、姫路市の配信地域内にあるドコモ、au、ソフトバンク、楽天モバイルの緊急速報メールに対応した携帯電話に避難情報等の緊急情報を配信しています。</p> <p>他に、姫路市の防災専用サイトで、気象警報や被害情報、避難情報などを随時お知らせする「ひめじ防災 web」、兵庫県および姫路市から「避難に関する情報」などの緊急情報や地震、津波、気象警報などの防災に関する情報をアプリをダウンロードした利用者の方に提供するサービス「ひょうご防災ネット」等があります。</p>	23	○
13	<p>災害時のためにも「目で聴くテレビ(アイ・ドラゴン)」を市役所・総合福祉会館に設置してほしい。</p>	<p>「第4章施策体系 II 施策の推進 5 権利擁護・差別解消の推進 C 情報提供の充実」において、障害特性にあった方法により、障害のある人に配慮した情報提供を行うこととしております。ICTを活用した情報提供サービスの種類は増えてきておりますので、ご意見を参考に、今後の施策を検討させていただきます。</p>	23	

14	手話言語条例に、「災害時の対応」「ICTの活用」を織り込んでほしい。	手話言語条例において、市は、手話により情報を取得する機会の拡大のための施策等を推進することとされており、「災害時の対応」及び「ICTの活用」については具体的な施策として取り組んでおります。	23	
15	緊急連絡体制の確保・緊急通報への対応力の向上のため、当事者へのPRや当事者団体と協議及び共同研究をしてほしい。	ご意見をもとに、今後の施策の参考にさせていただきます。	23	
16	聴覚障害者が夜間・休日に体調を崩し自力で病院に行くときの通訳について、ろうあ協会と協議のうえ決めていくこととしてほしい。	各関係機関・団体と協議のうえ検討を行う必要があると考えております。	23	
<b>第4章 施策体系</b>				
<b>II 施策の推進 5 権利擁護・差別解消の推進 A 障害に対する理解促進・差別解消の推進</b>				
17	「手話言語の国際デー」や「世界自閉症啓発デー」等に合わせ、市役所・総合福祉会館などをライトアップしてほしい。	市役所及び総合福祉会館にはライトアップ設備がないため困難と考えます。	29	
18	手話通訳を正職員化してほしい。	現在の体制における今後の状況や、近隣他市の動向を見ながら、必要性に応じ検討していく必要があると考えております。	29	

第4章 施策体系					
II 施策の推進 5 権利擁護・差別解消の推進 C 情報提供の充実					
19	手話通訳者の高齢化、若い通訳者が育たない現状をカバーするため、聴覚障害者自身がテレビ電話で通話できる「電話リレーサービス」を活用できるサービスやリレー電話ボックスの設置を検討できないか。		電話リレーサービスは、法律に基づく交付金制度で成り立っているものであり、周知に努めていきます。今後も、「第4章施策体系 II 施策の推進 5 権利擁護・差別解消の推進 C 情報提供の充実」において記載のとおり、ICTを活用した多様なツールによる効率的で有効な情報提供について検証し、コミュニケーション手段の確保に取り組みます。	30	
20	手話通訳、要約筆記通訳の依頼書や通訳報告書をメールで対応できるような計画を入れていただきたい。	3	「第4章施策体系 II 施策の推進 5 権利擁護・差別解消の推進 C 情報提供の充実」に記載するコミュニケーション手段確保の観点より、現行体制でのメール対応の導入について正確性や問題点等を検証し、利用者・通訳者の利便性が向上するような制度の実施に向けて関係団体と協議を行ってまいります。	30	○
21	聴覚障害者の災害時等のコミュニケーションにICTを活用できないか。		AI手話等のICTの活用に向けて、研究を行ってまいります。	30	○
第4章 施策体系					
II 施策の推進 5 権利擁護・差別解消の推進 F 障害のある当事者の参画					
22	地域自立支援協議会当事者部会を年に1・2回開催してほしい。	1	令和4年度は2回、令和5年度は3回開催しており、今後も引き続き開催する予定です。	31	○



第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画数値目標等				
Ⅱ 障害福祉サービス等の見込み量 5 障害児支援系サービス				
23	聴覚障害児の放課後等デイサービスがなく困っている。姫路聴覚特別支援学校の隣の白鷺小中学校の学童保育は利用できないか。	1	学童保育での受け入れは人員の面でも支援の面でも困難であるため、今後、障害児通所の事業所に情報提供し受け入れについて啓発してまいります。	45
第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画数値目標等				
Ⅲ 地域生活支援事業の見込み量 (6) 意思疎通支援事業				
24	手話通訳者・要約筆記者派遣事業について、高校生以上は利用できるようにしてほしい。		ご意見をもとに、今後の施策の参考にさせていただきます。	46
25	手話通訳者事業となっているが、「手話通訳者待機窓口」なのは。障害者差別解消法の見直し、姫路市手話言語条例の推進のためにも、手話通訳者設置事業の増員及び正職員化してほしい。	4	<p>市役所に手話を必要とする方が来庁された際の対応窓口として、手話通訳者待機窓口と表示しており、事業名としては手話通訳者設置事業としております。本質的にはどちらも同じものとなります。</p> <p>また、設置通訳者の増員及び正職員化は、現在の体制における今後の状況や、近隣他市の動向を見ながら、必要性に応じ検討していく必要があると考えています。</p> <p>なお、障害者差別解消法の見直し、手話言語条例の推進については障害福祉課で対応いたします。</p>	46
26	意思疎通支援者派遣事業について、登録手話通訳者の研修を開催するように努めて欲しい。		現任研修については、令和元年度に開始しましたが、令和2年度から4年度まではコロナ禍の影響で資料等の送付のみとなっております。令和5年度については3月に通訳者の皆様にお集まりいただく形での研修を開催予定です。	47

27	市職員に手話講習会を開催し、手話検定を受けてほしい。		市職員に対する手話講習は入庁後3年目の行政職員に必須で実施しております。手話検定についても、研修の中で案内しております。	47	
<b>資料3 姫路市障害福祉推進計画第6期実績</b>					
28	手話通訳設置事業において、令和4年度実績が例年と比べ約400件減っている。対応等に不備があるか、もしくは手話通訳の心構えや理念と仕事を理解しているか疑問である。	1	当該実績は、その時々によりマスメディア等に報じられる手続きや各種施策に大きく影響されます。 今後も手話を必要とされる来庁者に満足されるような手話通訳設置事業の推進に努めてまいります。	69	

#### 4 中間取りまとめ（案）からの変更点

【旧】 中間取りまとめ（案）	【新】 計画（案）
<p>【23 ページ】</p> <p>⑤ 視覚や聴覚に障害のある人を対象に、事前登録制で自宅の固定電話やFAXに、災害時の避難情報等を自動配信します。</p> <p>【28 ページ】</p> <p>(1) 各種啓発事業の実施 (略)</p> <p>④ 企業等に対し啓発チラシを配布するとともに、企業等が実施する障害者差別解消法及び障害理解等に関する研修へ講師を派遣し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供についての周知を図ります。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>【23 ページ】</p> <p>⑤ 視覚や聴覚に障害のある人を対象に、事前登録制で自宅の固定電話やFAXに、災害時の避難情報等を自動配信します。<u>また、ひめじ防災ネットや緊急速報メール等の周知を進めます。</u></p> <p>【29 ページ】</p> <p>(1) 各種啓発事業の実施 (略)</p> <p>④ (略)</p>

<p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>⑧ (略)</p> <p>(2) 手話への理解と普及の促進、環境整備 (略)</p>	<p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>⑦ (略)</p> <p>(2) 事業者に対する合理的配慮の提供の法的義務化の周知等</p> <p>① 企業等に対し啓発チラシを配布します。 また、企業等が実施する障害者差別解消法及び障害理解等に関する研修へ講師を派遣し、不当な差別的取扱いの禁止と合理的配慮の提供についての周知を図ります。</p> <p>② 事例の共有等を通じて、障害を理由とする不当な差別的取扱いや合理的配慮の考え方等に係る共通認識の形成を図ることも重要です。事例の共有に資するため、企業等に対し参考となる事案の概要等が分かりやすく整理された資料等について情報提供を行います。</p> <p>③ 障害を理由とする差別に関する相談体制を整備し、相談者及び事業者などの相手方から丁寧な事実確認を行った上で、相談窓口や関係者等において対応方針の検討等を行い、建設的対話による相互理解を通じて解決を図ります。また、障害のある人及び事業者からの相談及び意見を集約することにより、合理的配慮を的確に行うために不特定多数の障害者を対象として行う事前改善措置（環境の整備）に必要な支援について調査します。環境の整備には、事業者におけるマニュアルの見直しや研修の実施等のソフト面の対応と、施設のバリアフリー化等のハード面の対応が含まれます。</p> <p>(3) 手話への理解と普及の促進、環境整備 (略)</p>
---	--

<p>【30 ページ】</p> <p>(1) 情報発信手段への市民の理解の促進と普及</p> <p>手話や点字、音声コードの添付など、障害特性にあった方法により、障害のある人に配慮した情報提供を行うとともに、その情報発信の手段について、市民の理解の促進と普及を進めます。</p> <p>(2) コミュニケーション手段の確保</p> <p>手話通訳者や要約筆記者、ICT の活用などを通じて、コミュニケーション手段の確保を図ります。また、手話通訳者や要約筆記、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成に取り組みます。</p>	<p>【30 ページ】</p> <p>(1) 情報発信手段への市民の理解の促進と普及</p> <p><u>障害のある人が、障害のない人と同じ様に自立した日常生活・社会生活を営むことのできる社会を目指します。実現のために、障害のある人が必要な情報を十分に取得し、利用できるよう、障害のある人の意見を尊重しつつ、手話や点字、音声コードの添付など、障害特性にあった方法により、障害のある人に配慮した情報提供を行います。また、情報発信の手段について、市民の理解の促進と普及を進めます。</u></p> <p>(2) コミュニケーション手段の確保</p> <p><u>障害のある人が、障害のない人と同じ様に生活し社会活動に参加するために、円滑に意思疎通を図ることができるよう、手話通訳者や要約筆記者、ICT の活用などを通じて、コミュニケーション手段の確保を図ります。また、手話通訳者や要約筆記、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成に取り組みます。</u></p>
<p>【31 ページ】</p> <p>(2) イベント等への参加</p> <p>イベント及び会議等への障害のある当事者の参加を促進することで、障害に関する意識や理解の向上を図ります。</p>	<p>【31 ページ】</p> <p>(2) イベント・会議等への参加</p> <p>イベント及び会議等への障害のある当事者の参加を促進することで、<u>当事者意見の反映と障害に関する意識や理解の向上</u>を図ります。</p>